

## 令和3年度介護潜在人材復職支援事業業務委託 仕様書

### 1 事業の目的

介護に関する資格を所持しながらも、現在、介護・福祉分野から離職している者で介護職として再就職の意思のある者（以下、「支援対象者」という。）を対象に、市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人（以下「運営法人」という。）が、当該事業所において実施する職場見学会や短期間の体験就労の機会を支援対象者に提供することにより、介護現場へ円滑に復職することができるよう支援することを目的とする。

### 2 実施主体

釧路市（以下「市」という。）

### 3 事業の委託

市は、この事業を、上記1に規定する運営法人を対象範囲とし、予算の範囲内で委託して実施する。

### 4 委託の期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 5 委託事業者の決定・契約等

別紙「令和3年度介護潜在人材復職支援事業業務委託に係る実施要領」に基づくものとする。

### 6 委託の内容

- (1) 職場見学会開催案内等による職場見学会への参加者募集
- (2) 職場見学会の開催（業務委託期間内に原則として4回以上）  
※介護に関する資格を所持しない介護未経験者等の参加も可能とする。
- (3) 体験就労を希望する支援対象者に対し、支援担当者を中心に短期間の体験就労の機会を提供（7日間以内）
- (4) 支援対象者が体験就労の後、実施事業所において新規雇用され、雇用契約締結日から60日以上継続就労する機会を提供

### 7 支援対象者

- (1) 支援対象者は、介護現場への復職を希望する介護分野での経験者とする。  
ただし、職場見学会への参加については、介護分野での経験の有無に関わらず、介護分野に興味を持つ新規就労希望者を含め、その他の者が参加することを妨

げない。

- (2) 支援対象者が介護分野での経験者であることの確認については、職場見学会参加者名簿（支援関係第1号様式）により、介護分野への復職を希望する者であることの確認を行うものとする。
- (3) 受託法人が運営するサービス事業所において、過去に雇用された実績のある者については、本事業の支援対象者から除外する。

## 8 委託業務の適正実施

- (1) 受託法人が職場見学会を開催できない場合には委託契約を取り消す場合がある。
- (2) 受託法人は本業務委託契約の締結の日までに業務実施計画を策定し、令和3年度介護潜在人材復職支援事業業務委託実施計画書（業務計画第1号様式）を市へ提出するものとする。
- (3) 本委託業務の受託法人として業務委託契約を締結した法人は、支援対象者からの体験就労申込書（体験関係第1号様式）を受領した後、支援対象者の希望に応じ、支援担当者を中心とした体験就労等の支援を行うものとする。  
なお、体験就労中の事故等による支援対象者への補償を担保するため、賠償責任保険、傷害保険等に必ず加入するものとする。
- (4) 受託法人は、上記（3）の申し込みを受け、支援対象者を決定した場合には、令和3年度介護潜在人材復職支援事業支援対象者名簿（支援関係第2号様式）を作成し体験就労等に関する支援情報を管理するものとする。
- (5) 市は、受託法人に対して委託業務の処理状況について随時に調査し、当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。
- (6) 受託法人は、当該業務終了後速やかに、令和3年度介護潜在人材復職支援事業実績報告書（実績報告第1号様式）、体験就労状況報告書（体験関係第2号様式）、新規雇用者確認等調書（雇用関係第1号様式）、その他必要書類を添えて、市へ提出するものとする。
- (7) 受託法人は、支援対象者の支援終了時に支援対象者アンケート（別紙1）を行い、上記（6）の実績報告時に市へ提出するものとする。

## 9 支援対象者の支援方法等

### (1) 支援対象者への支援期間

職場見学会の開催時から体験就労の終了までとする。ただし、体験就労の後、業務実施事業所において新規雇用した場合には、最低でも支援対象者との雇用契約締結日より60日以上（業務委託契約期間である令和4年3月31日を超えない）支援を行うものとする。

### (2) 支援対象者への支援方法

介護現場へ復帰するため、職場見学会の開催により実施事業所の雰囲気を感じ取ってもらい、その後の体験就労においては支援担当者が中心となり介護現場への復帰に向けた知識・技術に関する支援を行うものとし、支援対象者が介

護現場にスムーズに復職し、継続就労できるよう支援を行うものとする。

#### 10 委託業務の成果基準

6の(1)から(4)までのすべてを実施することをもって本委託業務の成果とする。

ただし、支援対象者が6の(3)の体験就労を求めない場合は、6の(1)、(2)及び(4)の実施をもって本委託業務の成果とすることができる。

#### 11 事業に要する経費及び支払い

市は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する、次に掲げる経費相当額を委託料として受託法人に支払う。

(1) 職場見学会の開催経費

(2) 体験就労に係る支援担当者の指導料及び賠償責任保険等への加入費用

(3) 体験就労後に新規雇用した支援対象者が、雇用契約締結後60日以上継続就労した場合の当該職員に貸与する被服に関する経費

#### 12 委託料の支払い

委託料は精算払とする。

ただし、上記10に定める成果に満たない場合は、別表1のとおり委託料の一部又は全部を減額する。

#### 13 その他

(1) 提出した支援実施計画を変更する必要がある場合及び目的を達することができなくなった場合、受託法人は速やかに市に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 受託法人は、委託料の支給事由と同一の事由による各種助成金(国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。)との併給はできないものとする。

(3) 受託法人は、体験就労に関し日程の調整等の必要な配慮を行うものとする。

(4) 受託法人は、本事業に関する支援対象者に関する書類や、帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、委託事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(5) 本事業の事業効果について検証するため、市は受託法人に対し、支援対象者に対するアンケート調査等の実施について協力を依頼することがあること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、委託業務実施要領によるほか、受託法人と市が必要に応じて協議するものとする。

別表 1

職場見学会の実施	新規雇用後の 継続就労期間	減ずる額
開催していない	—	契約金額の全部
開催した	雇用なし (見学者なし含む) 又は 60日未満	29,000円
	60日以上	減額なし